

子どもの権利条約



〔目次〕

- 国内の動き …… 1～3
- *「子どもの権利条約」批准見送り
——問題点と今後の課題
- *団体の動き／文献紹介
- 子どものページ …… 4～5
- *5月5日イベント報告
- 海外の動き …… 6～7
- *ブラジル憲法と「権利条約」
- *国際NGO「DCI」
- 会員の声 …… 8

題字イラスト／土田義晴

子どもの権利条約 批准見送りにあたり ネットワーク声明（6月21日付）

以下に掲載するのは、国会閉会日の6月21日付で発表した「子ども（児童）の権利条約」批准見送りに対する声明の全文です。

今国会での批准承認が予定されていた「子どもの権利条約」（政府案では「児童の〜」は、ついに本格審議に入ることなく批准が見送られてしまいました。すでに世界の120か国近くが締約国となっているこの条約の批准を見送り、国際的な緊急課題とされている子どもの権利の問題を等閑視してしまった政府および国会の態度に対し、深い失望と怒りの念を禁じえません。

1990年9月末に行なわれた「子どものための世界サミット」には当時の海部首相も出席し、70か国以上の国家元首とともに「子ども最優先の原則」を確認しました。にもかかわらず、PKO法案の採択を優先させるあまりこの条約についての審議を見送ってしまったことは、国際公約たる「子ども最優先の原則」を無視してしまっただけにとほかなりません。

そうこうするうちにも、1日に4万人近くの子どもの命を失っているのです。このうえは、次期国会で「子どもの権利条約」批准承認案件を最優先議題と位置づけ、十分な審議を

行なつたうえですみやかに批准することを強く求めます。

なお、次期国会での審議にあたっては、とくに次の点を考慮していただきたいと思ひます。

(1)この条約は実に幅広い内容を持っており、これを実施するためにはさまざまな省庁が関与しなければならぬことから、外務委員会だけで審議をするのではなく、関係委員会による連合審議を行なうこと。

(2)条約の政府訳にはさまざまな問題点があり、なかには誤訳ではないかという指摘が出ている部分もあることから、専門家や市民の意見を十分に取り入れ、たうえて訳文の再検討を行なうこと。

この条約を実施していくためには広範な市民の協力が必要であり、また子どもの権利を内容とした条約であることから、子どもも含めた市民にとって極力わかりやすい訳文をめざすことが肝要であると思われれます。とくに「児童」を「児童」と訳すのは子どもを権利行使の主体として認めたこの条約の理念にふさわしくなく、「子ども」と訳しなおすべきです。

(3)法改正などについて各界から出されている指摘を十分に検討し、とくに条約の当事者である子どもの意見を重視すること。国会審議の場に子どもたち

を招いて参考意見を述べてもらったり、子どもを交えた市民討論集会を各地で政府が主催したりといったことも考える余地があるでしょう。

(4)条約の解釈をめぐる議論にとどまらず、批准後にとるべき実施措置（行動計画）の内容も具体的に審議すること。とくに、①条約42条が規定する広報義務に基づいて（とくに子どもに対して）どのような広報活動を行なうのか、②世界中で苦しんでいる子どもたちに対してどのような援助を行なうのかについては、予算措置も含めた議論が必要です。

——こうした要求はとっぴなものに聞こえるかもしれませんが、「子どもの権利条約」のように国際的にも重要なそして国内的にも広範な影響を与える条約については、従来のやり方に固執しない大胆かつ幅広い議論・行動が必要なのではないでしょうか。この条約自体、政府関係者だけではなくさまざまなNGO（民間団体）の意見も取り入れて作成されたものです。政府には、承認案件の再検討・再提出も含めてこの条約に関する対応をあらためていただきたいと思います。

21世紀をほんとうの意味で「子どもの世紀」とするために、次期国会での十分な審議といっくも早い批准を心から求めます。

1992年6月21日

子どもの権利条約ネットワーク

（代表・喜多明人）

〈権利条約〉批准見送り

国会での論議と次期国会までの課題

権利条約については第123回国会（6月21日終了）で確実に批准承認されると見られていたが、前頁「声明」にもあるとおり、PKO法案審議のあおりを受けて見送りとなってしまった。内閣が3月13日に提出した批准承認案件は継続審議となり、秋に開かれる次期臨時国会で承認されるものと思われる（条約の承認手続については5頁「基本用語」参照）。

まやかしの「国際貢献論議」で子どもの権利の問題がないがしろにされてしまった点については失望と怒りを禁じえないが、本誌前号でも指摘したように、条約批准に対する政府の姿勢には数々の問題点がある。そこを突いていく時間的余裕ができたという点では、



むしろこの機会を積極的に生かしていくことを考えなければなるまい（5月15日に開かれた日弁連の各界懇談会でも、これだけ審議入りが遅れてしまったら審議の時間も充分にとれないので、今回の国会での承認はむしろ拒否すべきだ」という意見が出た）。

そこで、第123国会で散発的に行なわれた質疑応答の一部を振り返りながら、次期臨時国会までの課題をいくつか提起しておこう（国会答弁の引用は要旨）。

▼条約名称の問題

国会では、官僚が一貫して「児童」という訳語の正当性を主張する一方で、「確かに『子ども』と訳したほうが素直だが、日本の法律がいままでぜんぶ『児童』ということになっているので」（渡辺外相・3月23日参院予算委）、「正直言って、子どもという言葉に私が温かみを感じておることは間違いない」（鳩山文相・3月10日参院文教委）という発言も見られた。

その後、4月30日付で「ユース・エンディング・ハンガー」という若者グループが、5月11日には秋山ちえ子さんや落合恵子さんら約40人の女性文化

人が、それぞれ「条約名称は『子ども』にしてほしい」という要請を行なうなど民間からの動きも活発化している。その影響もあってか、鳩山文相は6月3日の衆院文教委で「『子ども』のほうがいいと思う。外務省ももう一度考えてみたらどうか」という発言を行なった。外務省を中心に官僚の抵抗は根強いと思われるが、働きかけ次第では9回裏での大逆転も不可能ではないかもしれない。

▼国内法整備の問題

政府側は、「この条約によって課される義務の履行を確保するための現行国内法の改正または新規立法措置は必要ない」（3月23日参院予算委・丹波實政府委員）という態度を崩していない。ただし、「停学・退学などの処分をずる場合にどういう手続が必要かという点についてはいま詰めているところ」（3月10日参院文教委・坂元弘直政府委員）という答弁からうかがえるように、文部省の内部ではそれなりに前向きな検討は進められているようである。

6月3日の衆院文教委でも、意見表明権の問題と関わり、初等中等教育局長の立場にある坂元氏が「自発的な校則策定ということでは児童をみずから参加させることも必要ではないか。条約が批准されれば現場を指導していきたく」と一歩踏み込んだ答弁を行なった。今後、市民運動が連携して法改正の

統一要求を出していくことを検討する必要がある。法改正がむずかしいということになっても、運用の改善に関する言質をとっておくことは最低限やっておかなければならない。

（なお、本誌前号でも問題にしていた37条(c)の留保については、3月23日の参院予算委で、「18歳未満の児童に対する保護を20歳未満の者にも広げて対象として手厚い保護を加える制度をとっている」という理解の上で留保を付したという答弁がなされている。）

▼自治体での先取り実施

条約の批准について責任を持つのは内閣だが、条約の内容を積極的に実施していくことについてはむしろ自治体にかかっているということが言える。もちろん、政府に対する法改正や制度改善の要求をしていくことはないがしるにできないが、比較的柔軟な態度をとることがあり、また子どもたちにも近いところにいる自治体が担うべき責任は大きい。

そうした観点から、▽子どもの権利擁護のためのオンブズパーソンを各自治体に設置する、▽行政に「子ども部局」のようなものを置いて各部署との調整を行なう、▽「子どもの権利都市宣言」や「子どもの権利条例」の制定運動を進める——といった活動を地域レベルで進めていくことも大切だろう。

（平野裕二）

団体

★第二東京弁護士会に所属する「子どもの権利に関する委員会」は3月末、「国連子どもの権利条約」批准に向けての法改正の提言を発表。学校教育の分野に関してさまざまな具体的提案を行なったもので、「提言」の作成に関わった委員と文部省官僚6人との懇親会も持たれるなど各方面から注目を集めている。こうした提案を足がかりに、次期国会までに市民運動としての

法改正・制度改善の統一要求が出せるかどうか課題となろう。

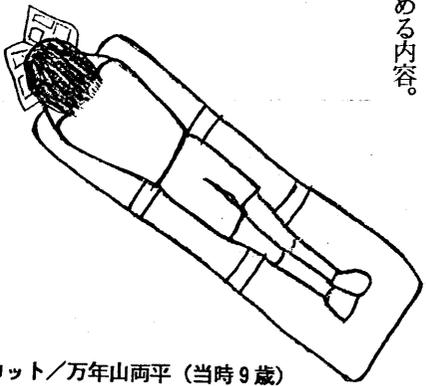
★4月25日(土)、「反差別国際運動日本委員会」(IMADR-JC、本部：大阪)の第3回総会および記念講演会が行なわれ、国連人権センター准職員で子どもの権利委員会事務局長補佐のフィオナ・ブライズ・イザベラ・クボタ氏が講演。クボタ氏は、子どもの権利委員会にNGOが積極的に参加していくことや、各国にオンブズパーソンのような監視制度を設けていくことの重要性を強調した。

なお、部落解放研究所刊の月刊誌「ヒューマンライツ」は7月号で権利条約特集を組み、そこにクボタ氏が別な場所で行なった講演を掲載している。
★ARC(代表：平野裕一)は6月6日(土)に「提言・生徒の権利基本法」と題する集会を開き、あわせて「生徒の権利基本法」の草案を発表した。日教

組などが「子どもの権利基本法」(仮称)の制定を提案しているが具体的な草案を発表したのはこれが初めてで、今後の議論のたたき台のひとつとして参考にできる。同草案は、ARC刊「チルドレンズ・レポート」No.19に掲載。

★あいち・「子どもの権利条約」ベスト・インタレストの会(愛知県/代表：増山均・日本福祉女子短大教授)は7月4日(土)に結成1周年記念集会と総会を開催、同日付で「子どもの権利条約」批准にむけての緊急声明」を発表した。声明は、平和と公正を求める同条約の審議と批准がPKO法案によって消し去られたことを厳しく批判するほか、政府が国内立法措置や予算措置を「不要」としたことについて「子どもたちの最善の利益(ベスト・インタレスト)の保障をめざす条約の根本理念に反する方向を提示した」も

根拠として政府の姿勢の抜本的転換を求める内容。



カット/万年山両平(当時9歳)

【最新刊】—1992年の本—

- ① 一番ヶ瀬・長谷川・吉沢編「子どもの権利条約と児童の福祉」(別冊発達12/ミネルバ書房)
- ② 日本教育法学会編「子どもの権利条約と教育法」(同会年報21/有斐閣)
- ③ 子どもの権利条約の趣旨を徹底する研究会編「子どもの権利条約と障害児」(現代書館)
- ④ 子どもの権利条約批准の会編・発行「子どもの権利条約と国内改革の課題」(解説パンフ5)

BOOKS

- ⑤ 同右「子どもの人権」をめぐる疑問にこたえる——高橋史朗氏への反論(解説パンフ6)
- ⑥ 喜多明人著「わたしたちの独立宣言——子どもの権利条約」(ポプラ教養文庫)
- ⑦ 永井憲一編「子どもの権利条約の研究」(法政大学現代法研究所叢書12/法政大学出版局)
- ⑧ 明治学院大学法学部立法研究会編・発行「シンポジウム——子どもの権利」(立法研究2)
- ⑨ 子どもの人権連編・発行「子どもの権利条約対訳集」(人権連ブックレット2)
- ⑩ 日本弁護士連合会編・著「子どもの権利条約と家族・福祉・教育・少年法」(第34会人権擁護大会シンポジ

子どもの権利条約 対訳集



ウム第3分科会実行委員会基調報告
書保存版/こうち書房

- ⑪ 子どもの人権連編・発行「今日から子どもの権利条約」(人権連ブックレット3)
- *7月刊行予定
- ①・②・⑦・⑧は学会における条約研究の成果がまとめられたもの。③・④・⑤・⑨・⑩は条約批准推進をはかる民間団体によってまとめられている。⑥は政府訳と民間訳の対照を行なっている貴重な資料。⑥は中・高校生向けのノンフィクション、⑩は法曹界からの提言が収められている。なお雑誌特集では、コルチャック研究家・シコルスカ女史(ポーランド)、条約普及にとりくむバックストレーム女史(スウェーデン)の講演が収められた「げんき」19号(エイデル研究所)が参考となろう。
- (喜多明人)

ネットワーク主催イベント 報告

「どうする? こうする!」 子どもの権利条約
— 10代からの問題提起 (5月5日)

5月5日(火)、子どもの権利条約 ネットワークの主催イベント「どうする? こうする!」子どもの権利条約」が東京・神田パンセで行なわれた。会場には100人以上の人が集まり、その半数以上が10代という画期的な成果。会場は若者たちの熱気で埋まった。3人の10代による問題提起の要旨をお伝えしよう。

★和田洋子さん

私は去年の6月からこのネットワークに関わってきたんですが、昨年11月17日の総会のために作った(入会のしおり)の中に私の言葉が載っています。「中学生の私には条約はとも都合の



よいものだが、権利を行使するにあたって責任をとれるのかどうか不安である——いまは高校生ですが、去年はこんなことを考えていました。

それからいまままで時間が経っていく間に、私はひとつステップアップしたと思うんです。へしおりの言葉を書いたときの私は、「権利」というのは「責任」と背中あわせというか「権利を行使するんだったら責任をせたい」とらないといけないんじゃないか」と考えていたんですね。いまでは、権利を行使したときに、たとえばわがままとか利己主義になるのはすごくいやだなと思うようになりました。

いまけっこう子どもの権利というのが無視されていますが、それが何なのかと考えると、ようするに人と人が向かい合っていない、意見を交換したりとかしてないんじゃないかと思うんです。意見を交換したりすることによって、まわりを見られるように成長するんじゃないかと思うんですね。

だから権利を行使するということは、人と向かい合って、自分自身だけじゃなくてまわりの人もよく見て、まわりの意見も取り入れて——そういう感じじゃないかなと考えています。私もまだまだすごくわがままだし、まわりの人たちにもわがままな人はいるけど、でもみんな話合ったり他の人の意見を聞いたりすることですごく成長することができると思っています。

私は子どもの権利条約を、成長するための手段に使いたいと思います。単に精神的・肉体的に子どもから大人になっていくんじゃないかと、人間として成長するためにどうか……。そういうことが必要なんじゃないかと思っています。

★日高雄三さん

いま高校3年生なんですけど、2年のときから生徒会活動にハマってしまっていて、そのときの話をしたいと思います。生徒会活動をやる中で、掃除がちゃんとできていないとか、集会のときの騒がしさが言語を絶するほどだとか、大きな問題が3つぐらい出てきたんですね。そういう問題をみかねた先生が「学校の自由な雰囲気は保たれることを求めます」というプリントを出したんです。まあ、警告プリントですね。

生徒会はこのプリントを、もしこれらの3つの問題点が解決されなければ、改善のための強硬手段もとります。という学校側のメッセージとして受けとめたんです。だから生徒会としては、おおげさですけど、これは管理教育への第一歩だ、と受けとめました。そこで、「学校の管理教育への突入を許すな」というスローガンを掲げてピラを学校前とかで配ったりしたんです。そのあと、生徒会の今回の反応を生徒たちはどう受けとめたかというアンケートを取ってみました。その結果が

見るもむざんなもので、「生徒会は今回は行き過ぎだ」「おまえら急進派だ、馬鹿野郎」とか、「おれは関係ないね」とか、「先生がたはみんな立派なからだから、そんな強硬手段をとって管理教育をするわけはない」という意見がものすごく出てきたんです。

それが生徒会のほうにとってはおかしくシヨックで、先生たちとも話し合ったんですけど、実はこういう警告プリントを発した先生たちのほうがむしろ管理教育への突入を危惧していて、生徒たちよりも管理教育への反論が強かったという皮肉な結果になってしまった。なんでこんなことになっちゃったのかと生徒会合宿でもいろいろ話し合ったんですが、結論は出ませんでした。

こういうように、先生がたが警告プリントを発した、それに対して生徒会が過剰なまでの反応をした、その両方に対してまったく無関心であった生徒が多数いたということがいちゃばん問題だと思っんです。これが管理教育へ踏み出す第一歩ではないか。そういう人たちがたくさんいるということがいちゃばんやバイんじゃないかと思いました。僕は、権利というのは、強制とか抑圧とかそんな扱いを受けたときに、それはイヤだ、ということによって考え出されたものだと思っんです。そういう権利という考え方がないから、自分たちが抑圧を受けたり強制されているという考えもぜんぜんない。だから権

<基本用語>

●「締約国」=「権利条約」を批准、または条約に加入した国のこと。「批准」とは“この条約を守り、その内容にあうように国内の法律や制度を改革します”と正式に宣言することで、“いずれ批准します”という意志を表明する手続きを「署名」という。この署名をやらずに批准と同じ趣旨の宣言を行なうことが「加入」。なお、7月現在、締約国は118か国、署名国は133か国。

●条約の承認手続=内閣の事務を規定した憲法第73条は、3項で「条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を経ることを必要とする」と定めており、条約を批准する権限は内閣にあるとされている。国会の承認（事前承認が原則）が必要とされているのは、選挙で選ばれた国民の代表者によって構成される国会が外交に対して民主的コントロールを及ぼせるようにするため。権利条約が国会の承認を得た場合、以下のような手続が踏まれることになる。

・内閣による批准書の作成⇒天皇の認証（形式的行為）⇒国連事務総長に批准書を寄託⇒天皇が条約を公布（形式的行為）⇒批准書の寄託後30日目に国内的効力が発生

——しかし、条約の訳文や解釈宣言（本誌前号参照）は国会の承認の対象にならない単なる付属文書だとされており、民主主義の観点からは問題ではないかとの批判が出されている。なお詳しくは、「子どもの権利条約対訳集」（3頁「BOOKS」参照）所収の荒牧論文「子どもの権利条約の批准にあたって——その問題点と課題」を参照。

★藤井けい子
あと3か月で、大人、ということになる藤井です。
私が初めて権利条約について知ったのはユニセフの事務所です。そのとき私は、戦争とか飢餓といった危機的状況にある子どもたちにとって、すごく心強い条約ができたんだな、嬉

しいなというふうに思いました。だけど、じゃあ私にとってはどうなのかということについては、皆無と聞いていいほど考えなかったんですね。
べつに私が家族とか学校とかとうまくやってるというわけでもなくて、親には「おまえの反抗期っていつ終わるんだ」と言われるぐらいです。でも、たとえば「プライバシーのことはこの条約にちゃんと書いてあるじゃない」というように、条約でもって家族の関係とか学校との関係をうまくやろうとかいうふうにはまったく思わなかったんです。権利条約というふうなもの、人と人との関係のなかで力を持つのか、ということにすごく疑問を持っています。そういうふうに思っている私がどのようにに権利条約の必要性をとらえてい

利なんか必要ないんだと。そういうように、権利がないことそのものが権利を生み出す種をぜんぶつぶしちゃっている。悪循環だと僕は思うんです。
いま子どもの権利条約もありますけど、やっぱり自分が抑圧を受けたくないで暮らしやすい生活をしたと思うことが種になって、権利というものが生まれていくと思います。みなさんが、自分はどこかで権利を侵害されている、なんらかの抑圧を受けているというふうにして、こういふふうな権利に関心を持っていらっしやるんだしたら、とてもいいことじゃないかと思いました。



ていく。
そして、母親になったり父親になったりしていくわけですよ。そういう中で、今度子どもたちを育てるときに「あなたにはこんな権利があるのよ」というふうな権利を守って育てることができれば、その権利を守られて育った子どもというのは、きっと相手の権利をすくぐたいじにしてくれる子ども

るかという、私は次のように考えています。
私は、私にはこういう権利がある、とか、あの子にはこういう権利があるんだ、ということを考える機会がすごく少ないように思うんです。だから、私や友達に権利条約を学んでいくことで、ああ、私にはこんな権利があったのか、とか、あの子にはこんな権利があるのか、と、そういうふうな学ぶ中で大きくなっ

になるんじゃないか。そういうように、私の短い人生の中ではちょっとはかりきれない、もう少し長いモノサシで条約をとらえています。
それから、私は小さいときには、早く大人になりたい、大人になって社会をなんとかしたい、と思ってたんですけど、実は、子どもとか老人とかぜんぶひっくるめて社会だということに、ずいぶん経ってから気がつきました。大人の社会があって、そこに子どもとか老人とかがついてきているわけじゃないんですよ。子どもの意見はまだまだ子どもという枠の中に押しこめられていて、条約が決めるように対等な意見として認められることがすごく少ないんですよ。たとえば国連環境開発サミットに対応して青年環境開発サミットが開かれたりしたとか、そういう動きが少しずつでも子どもと大人のへだたりを埋めてくれるんじゃないかなとひとひそかに期待をしています。

（構成／平野裕二）

★各国の動き★ ブラジル憲法と〈権利条約〉

ブラジルが「子どもの権利運動のモデル」と呼ばれていることは本誌№1〈各国の動き〉欄で簡単に紹介したが、ユニセフ発行のパンフレットがその間の動きを詳しく伝えているので、同パンフレットの論文をもとにブラジルでの動きをお伝えする。

★権利条約の趣旨が憲法に！

同国の動きでもっとも注目すべきなのは、1988年に改正された憲法の条項に、当時まだ草案にすぎなかった権利条約の趣旨が盛り込まれたことだろう。同憲法227条には次のような言葉が記してある。

「児童および青年に対し、絶対的な優位性をもって、生活、健康、食物、教育、余暇、職業教育、文化、尊厳、尊敬、自由および家族と社会での共同生活を保障し、また全ての形態の無視、差別、搾取、暴力、残酷および抑圧からこれらの者を保護することは、家族、



国土面積
851万1,965km²
人口
1億4,740万人
首都
ブラジリア(Brasília)

社会および国家の義務である(訳文は矢谷通朗編訳『ブラジル連邦共和国憲法・1988年』アジア経済研究所刊から引用)

国家の最高法規たる憲法にこのような条項が盛り込まれたことは、まさに子ども最優先の原則を体現しているものといえるだろう。

憲法改正という歴史的機会は、1985年、ずっと続いていた軍事政権が倒れてブラジルに民政が戻ったことによつて訪れた。改正作業が進行するなかで、86年9月に「子どもと憲法に関する国家委員会」(National Committee on the Child and the Constitution)が誕生。これは、教育・保健・社会福祉・司法労働・計画のそれぞれの省の代表が参加するものである(ユニセフも教育省を通じて技術的援助を行なった)。

この委員会が憲法制定国民議会に活発な働きかけを続けるいっぽう、NGOやマスメディアをはじめとする民間側も全国的に熱心な活動を展開。最終的に2点の改正案が議会に提出され、憲法に盛り込まれたというわけだ。

90年5月には「子ども省」が新たに設立され、大統領令によって保健大臣が同省の大臣を兼任することになった。同省の役目は、政府の活動が子どもの福祉にどのような影響を与えるよう各省間の

活動を調整することである。なお、ブラジルは同年9月24日に条約を批准した。

★背景にはストリート・チルドレンの問題が

ブラジルにおける子どもの権利運動がストリート・チルドレンの問題を軸として動いてきたのは歴然としている。60年代、70年代にかけてのストリート・チルドレン対策は、軍事政権による「未成年の福祉のための国家政策」(National Policy for the Welfare of Minors—PNBEM)と「未成年法」(Minors' Code)によって進められていた。これは、ストリート・チルドレンを

社会秩序への脅威とみなして抑圧的・矯正的に対応する従来のやり方とはいちおう一線を画するものとされている。しかし施設収容中心主義はいかかわらず、家族とともに暮らしていない子どもが職業訓練施設に強制的に放り込まれるのは変わらなかった。

こうしたやり方に対抗する動きが本格的になったのは80年代に入ってからである。軍政のたががゆるみ民主主義が次第に確立されていくにつれて、

▼「全国ストリート・チルドレン運動」

(National Street Children's Movement)の発足(85年)▼「第1回全国ストリート・チルドレン会議」の開催(86年)などの動きが活発化した。行政内部にも従来の方針に対する疑問を抱く者が増え、全国児童福祉基金やユニセフの主導で「ストリート・チルドレンのためのオルタナティブ・サービスク画」も動き出した。

こうした動きが「子ども・青少年法」(Children's and Adolescents' Act)の制定につながっていく。

ブラジルの「子どもの日」である90年10月12日に施行された同法は、路上でフラフラしている子どもはとにかく施設に放り込む、という従来のやり方をあらため、(1)子どもは市民であり社会的保護を保障されなければならない、(2)路上で暮らしている子どもで法律を犯していない者には適切な保護が与えられなければならない、(3)法律違反の子どもに対して司法的措置をとる場合には弁護士選任権などの適正手続を保障し、さらに矯正施設の利用は最後の手段にしなければならない——などの方針を導入したものである。

年間6000人近くのストリート・チルドレンが警察や私的な武装組織の手で殺されているという国情もあるが、子どもの権利に対するこの積極果敢な取り組みぶりは日本の政府や市民運動にとってもおおいに参考になるだろう。

*参考文献

Antonio Carlos Gomes da Costa & Barbara Schmidt-Rahner, "BRAZIL: Children Spearhead a Movement for Change," THE CONVENTION: CHILD RIGHTS AND UNICEF EXPERIENCE AT THE COUNTRY LEVEL, UNICEF, 1991

NGO 国際的ネットワークを誇る「DCI」

6月22日から27日にかけて、スペインのグラナダでDCI (Defence for Children International / 本部) ジュネーブ)の総会および国際会議「子どものための政策——行動と協力」が開催され、日弁連からも4人(私のほか、須納瀬学・村山裕・栄枝明典)で参加してきた。そのときの報告も兼ねて、DCIという国際組織について紹介する。

■活発なDCIの活動

DCIは、子どもの権利を国際的に擁護していくことを目的として、国際児童年の1979年に設立された非営利団体。主に以下のような活動を行っている。

▼子どもの権利に関する国際基準制定の促進

DCIは国連経済社会理事会・ユニセフ・欧州会議との協議資格を持っており、「子どもの権利条約」の審議にも熱心に参加してきた。また、「守ってくれる者がいない子どもたちを守る」ために設立されたとの立場から少年司法の分野でも積極的な活動を続けてきており、1990年の国連総会で採択された「自由を奪われた少年の保護に関する国際規則」や「少年非行の予防のための国連ガイドライン」(リヤド・

ガイドライン)の制定にも深く関与している。

▼子どもの権利に関する個別問題への対応

まだまだ各国で起こっている子どもへの拷問・処刑、人身売買・性的搾取、児童労働などのさまざまな問題に関して、調査・勧告を行ったり国際セミナーを開催したりといった活動を展開している。また、各国でどのように法改正をしたらいいかなどのアドバイスにも積極的。

▼国際ネットワークの発展

DCIの支部は現在8か国に設置されている。ニュースレター(隔月)の発行や地域会議の開催を通じて支部同士の情報交換や交流を深めているほか、さまざまな形で開かれるNGO会議にも積極的に参加。1993年か4年には、インドかフィリピンでアジア地域会議が行なわれることになっている。

▼情報活動

季刊の情報誌として『インターナショナル・チルドレンズ・ライツ・モニター』を発行するほか、個別問題に関する報告書や国際文書の解説書などの出版活動も活発。最近では権利条約の審議経過をまとめた700ページ近いポリキュムの本も出した。さらに本部の資料センターでは、コンピューター

ターを駆使してデータベースの構築も行なっている。

なお、1992年2月に国際事務局の改組が行なわれ、上記のような活動は「国内モニター支援ユニット」と「国際モニター・情報ユニット」に集約されることになった。権利条約をはじめとして子どもの権利に関する国際文書が多数登場したため、今後はそういう文書に含まれている基準がちゃんと実施されているかどうかのモニター(監視)活動に重点を置く意向が反映されているものだろう。

■私たちに何ができるか

今回の総会には、先にも記したとおり日弁連から4人が個人会員として資格で参加した。日本から参加があったことについてはおおいに喜んでもらえたが、同時に、日本の私たちがどんな形で貢献できるのかという重い課題を背負ったと感じている。



→ DCI本部にて(ジュネーブで撮影)

全体会と別に開かれた地域会議に出席したとき、私は日本がとりあえず行なえ

る貢献として以下の4点を挙げた。
(1) 日本で、日本にいる子どもの人権侵害と闘うこと
(2) 権利条約について日本で普及していくこと

(3) DCIの活動の具体的な中身や、世界の子どもの状況について日本でも知らせていくこと
(4) DCIの個人会員を日本で増やすこと

そして、中期的な目標としては、やはりDCIの日本支部を設立するところだろう。資金的にも人材面でもなかなかすぐに設立というわけにいかないのが現状だが、やる気になればできないはずはない。インドかフィリピンで開かれるアジア地域会議にもぜひ参加したいし、1995年にカナダのモントリオールで開かれる総会に日本支部設立のニュースを持っていければ最高だと思う。

そのためにも、具体的な情報を共有しあっていくことが大切。これはたびたび指摘されていることだが、日本からの発信というのがあまりにも少ない。キューバの国連犯罪防止会議に「日本の少年司法制度」と題した英文資料を持っていったら、さっそくDCIの情報誌「モニター」に転載してくれた。ARCの「チルドレンズ・レポート」やネットワークの「子どもの権利条約」を英訳して送ればずいぶん喜ばれると思う。今後、そういうことも考えていきたい。

(吉峯康博)

＜メッセージ＞

▼学校の中で子どもの権利条約を生かして何ができるかをよく考え取り組んでいくつもりです。(香川/田中紘一)

▼ビルをたてて子どものあそび場をこわさないで。(東京/齊藤那由多・小3)

▼大阪で新しいNGOづくりを進めています。「子どもの権利と国際協力」をテーマにした活動を目ざしています。事務所は15坪を確保。立ち上げは7月を予定。ご協力いただけるとう幸いです。(大阪/粟野真造)

▼管理教育では、東の千葉の公立中学校と小学校に通う3児の母親です。学校・市教委の先生と話し合った際に、先生は保身が第一、学校は子どものものではないとむなしくなります。私自身

身立教大法務部で社会人学生として学んでいますので、自分の学習と子どもの教育の接点である権利条約を追っていきたく思っています。

(千葉/佐々木美弥子)

▼喜多ゼミ訳文を参考にして、子どもに条約を知らせていくためのポスターをつくり、長野県の小・中・高・障害児学校に配付しました。ご希望のかたはご連絡を。

〒380 長野市旭町1098

長野県教職員組合内 宮川康浩
☎0262・35・3700

＜お知らせ＞

設立総会で承認された事務局スタッフおよび事務局体制について、以下のとおり変更がありました。

◆菅源太郎さんは諸般の事情により事務局長を辞任。次期総会までの期間、荒牧重人さんが事務局長代行を務めることを事務局会議で了承しました。な

お、菅さんはいままでどおり事務局員・運営委員として活動します。

◆味岡尚子さんは事情により事務局員・運営委員を辞任。事務局会議・運営委員会です承済みです。

◆事務局常勤体制は、これまで月・金曜日の午後1時～4時でしたが、7月より月曜日の午前10時～午後4時(週1回)となります。

—右、ご了承ください。(喜多明人)

＜事務局だより＞

PKO法案を可決し、権利条約批准

承認を見送るという最悪の今国会が終りました。そして、次の国会で批准されるまでの数か月、私たちに何ができるかという問題が残りました。今後の運営委員会は、そうした問題の学習会とあわせて進めていきます。

*8月7日(金) 午後4時～8時
池袋西口「ディンクス・クラブ」

—夏休み中なので親睦会も兼ねて行ないます。参加希望のかたは事務局までご連絡ください。

*9月13日(日) 午後(詳細未確定、事務局までご連絡を)

*10月12日(月) 午後5時～8時

*11月9日(月) " "

—右の日程で行ないますので、ぜひ参加してお声を聞かせてください。

なお、会員数は7月3日現在210名です。事務局に入会のおしりがありますので、会員拡大にご協力ください。事務局のボランティア・スタッフとあわせてよろしく願っています。

(田中尚代)

編集後記

◆吉峯さんの話に触発されて、今号から記事の簡単な内容を英文で各頁に記すことにしました。海外に送ったりするときに、どんなテーマを取り上げているのかぐらいはせめてわかってもらおうと思つてのことです。将来的には、吉峯さんのおっしゃるように英文の情報誌も発行していきたいものですが、はたしていつのことになるやら。だれかに本誌の編集(せめて版下作成)をかわっていたければ、平野は英語版のほうに専念したいものと夢想しています。

◆権利条約に関しては、中南米各国がなかなかおもしろ動きをしています。今号で紹介したブラジルの公用語はポルトガル語ですが、あとはぜんぶスペイン語圏。できればスペイン語も勉強したいと思つているのですが、なかなか暇がありません。だれかスペイン語のできるかた、ネットワークに關わっていただけませんか。スペイン語版を作れとは(当面)言わないはずです。(平野裕二)



『子どもの権利条約』No.4

1992年7月20日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child
JAPAN 105, Tokyo-to Minato-ku
Kaigan 1-6-1-831

Tel. 03-3433-7990

Fax 03-3433-7369

(月曜日/午前10時～午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満2,000円

*郵便振替 東京8-750150

★印刷 梅M企画